



沖縄労働局発表  
 平成28年10月19日

担 当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 大嶋 直樹 賃金室長 並里 智浩 電話：098 - 868 - 3421
--------	---

## 平成28年度沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正について

- 4産業の特定最低賃金について改正の答申 -

沖縄地方最低賃金審議会（会長：宮國 英男）では、特定最低賃金の改正に係る審議を行ってきましたが、沖縄県で決定されている6産業中、諮問があった4産業について、9月26日までに順次、沖縄労働局長（待鳥 浩二）あて答申を行いました。

この答申を受け、沖縄労働局長は、4産業に改正決定、官報公示手続きを行い、順次11月4日から11月24日までに効力を発生することになります。

平成28年度沖縄県特定（産業別）最低賃金改正状況等

適用産業	答申額（引上げ額）	答申日	発効予定日
糖類製造業	726円（+ 17円）	9月26日	11月24日
新聞業	795円（+ 12円）	9月6日	11月5日
自動車（新車）小売業	732円（+ 15円）	9月14日	11月13日
各種商品小売業	723円（+ 21円）	9月5日	11月4日

### 【参考1】

#### 沖縄県特定（産業別）最低賃金の過去6年の改正状況

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
糖類製造業	679円	686円	693円	700円	709円	726円 1
新聞業	744円	759円	768円	775円	783円	795円
自動車（新車）小売業	671円	681円	693円	705円	717円	732円
各種商品小売業	668円	676円	685円	692円	702円	723円 2
畜産食料品製造業	671円	677円	683円	683円 3	693円 4	714円 4
清涼飲料、酒類製造業	674円	680円	686円	686円 3	693円 4	714円 4
（参考）沖縄県最低賃金	645円	653円	664円	677円	693円	714円

1は、平成28年10月1日以降11月23日までの間については、沖縄県最低賃金714円が改正前の沖縄県糖類製造業最低賃金709円を上回るため、沖縄県最低賃金714円が適用されます。

2は、平成28年10月1日以降11月3日までの間については、沖縄県最低賃金714円が改正前の沖縄県各種商品小売業最低賃金702円を上回るため、沖縄県最低賃金714円が適用されます。

3は、平成26年度改正諮問が行われていない。

4の沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び清涼飲料、種類製造業最低賃金については、平成26年度以降改正諮問が行われていないため、平成27年度以降沖縄県最低賃金が上回っているため、沖縄県最低賃金の適用となります。

### 【参考2】

次の労働者は、特定（産業別）最低賃金は適用されず、沖縄県最低賃金が適用されます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

### 【参考3】

次の手当等は、最低賃金に算入されません。

- 1 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 2 臨時に支払われる賃金
- 3 1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
- 4 時間外、休日労働割増賃金等